



ホタルの飛び交う環境を守り継いでいこう

蛍保護条例による禁止事項のお知らせ

豊かな自然環境を象徴する貴重な存在である蛍を保護するため、市は平成19年10月1日から「蛍保護条例」を施行しています。この条例（第7条第3項）によって、次のことを禁止しています。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

◆保護区域（市内全域）で禁止していること

蛍（ゲンジボタル、ヘイケボタル、ヒメボタル、クロマドボタル）の捕獲
 蛍のえさとなるカワニナ、モノアラガイ等の捕獲
 （ただし、調査研究等、市長が許可した場合を除きます）

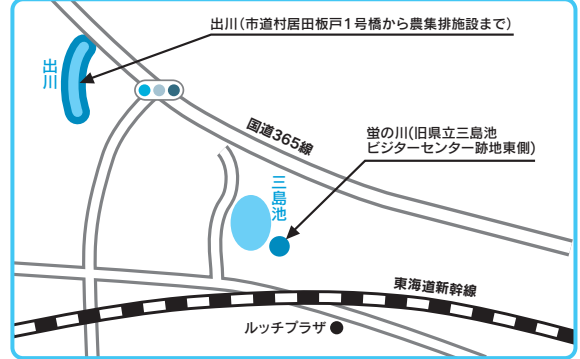
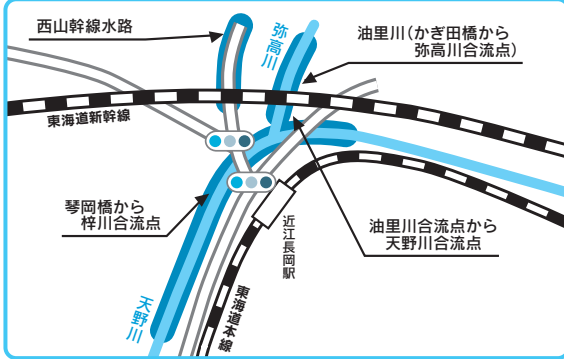
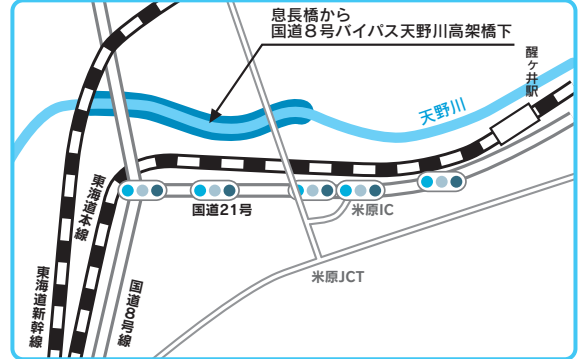
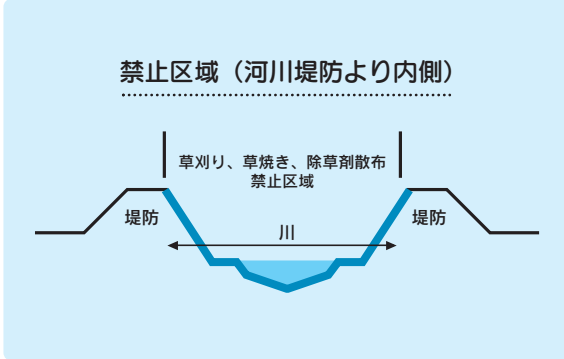
◆特別保護区域（下図）で禁止していること

草刈り、草焼き、指定外除草剤の散布
 * 指定外除草剤…滋賀県農作物病害虫雑草防除基準に記載されていない除草剤



禁止期間
6月30日(火)まで

草刈り・草焼き・指定外除草剤の散布禁止区域



お問い合わせ 経済環境部 環境保全課 (伊吹庁舎) ☎ 58-2230 ☎ 58-1630

*毎月15日号の裏表紙に掲載していた「健康カレンダー」は、1日号に移動しました。

人のうごき	人口 39,984人 (+2)	男 19,580人 (+3)	女 20,404人 (-1)	世帯数 14,031世帯 (+46)
	65歳以上の人口 10,842人	高齢化率 27.12%	※カッコ内は前月との比較【平成27年5月1日現在】	